

○令和7年度 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援金Q & A

更新日：令和7年10月24日

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度	1	この補助制度の目的は何か。	コメなどの食材の高騰により増大する幼児教育・保育施設の負担の軽減を図るための支援をすることが目的です。	要綱第1条
補助制度 (食材料費)	2	食材料費の高騰分の支給額は。	以下の方法で積算した金額(定額払)を支給します。 支給額 = 施設種別ごとの1人当たり食材料費単価 × 利用者数	要綱第4条
補助制度 (食材料費)	3	食材料費の支援単価が、低いと感じるがなぜか。	幼保施設は1食分の単価であること、また、子どもは大人と比べ食べる量が少ないことから、少額となっています。	
補助制度 (食材料費)	4	なぜ食材料費は定額の支給なのか。	食材料費は支払の形態が多様であることから、実績確認のための根拠書類提出に係る負担が過大となり、ひいては迅速な支援の妨げになるため、定額での支給としています。	
補助制度	5	支援としては不十分ではないか。	物価高騰は幼児教育・保育施設に限らず、どの事業者も影響を受けているところですが、今回、価格転嫁が困難な公定価格に基づく収入が大部分を占める幼児教育・保育施設への支援に、令和4年度、令和5年度及び令和6年度に引き続き取り組むこととしたところで、ご理解願います。	
補助制度	6	今後、追加の支援はあるのか。	現時点では、追加の支援の予定はありません。	
対象事業所	7	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する施設についても支援対象となるのか。	県内に所在する施設を補助の対象としていますので、県外に所在する施設は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、施設が県内に所在していれば対象となります。	要綱第2条
対象事業所	8	令和7年10月1日の時点では事業を開始していなかったが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第4条
対象事業所	9	令和7年4月2日～10月1日に開始した施設は、なぜ支給額が2分の1になるのか。	令和7年度上期分(令和7年4月～9月分)に当たる支援金：令和7年4月1日時点で開始の施設が対象 令和7年度下期分(令和7年10月～令和8年3月分)に当たる支援金：令和7年10月1日時点で開始の施設が対象 →令和7年4月1日までに開始した施設は上期分+下期分の対象となりますが、令和7年4月2日～10月1日に開始した施設は下期分のみ対象となるため、支給額が2分の1になります。(令和5・6年度支援金と同様の扱い)	
対象事業所	10	申請時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第3条第3号
対象事業所	11	近々事業所を廃止する予定だが、対象となるか。	事業を継続する意思がない場合、対象となりません。	
対象事業所	12	市町村が運営している施設は対象となるのか。	国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している施設は対象となりません。	要綱第5条第4号
対象事業所	13	指定管理の施設はすべて対象外なのか。	施設の開設者(指定等を受けている者)が市町村等の場合は対象外です。指定管理であっても、市町村ではなく法人が開設者となっている場合は補助対象となります。	
対象事業所	14	施設を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。	
申請方法等	15	申請書等の様式はどのようにして入手するのか。	申請書等の様式は、茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課のホームページからダウンロードしてください。 「茨城県 幼児教育・保育施設物価高騰対策」で検索いただきますと、ホームページに詳細があります。	チラシ
申請方法等	16	インターネットを使うことができないので、申請書を郵送してほしい。	県からFAXで対応します。FAX番号を教えてください。	
申請方法等	17	申請書等の作成方法は。	申請マニュアルを上記の支援金ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。	
申請方法等	18	いばらき電子申請・届出サービスのトップページの「手続き一覧」に、この支援金の申請フォームが表示されない。	いばらき電子申請・届出サービスのトップページの「手続き一覧」には表示されない設定としているため、上記の支援金ホームページからアクセスしてください。	
申請方法等	19	申請書等及び添付書類の提出はどのようにするのか。	原則として「いばらき電子申請・届出システム」で申請をお願いします。 なお、添付ファイルが50MBを超える場合は、添付できませんので郵送で申請してください。その場合は、郵便物が追跡できる方法(簡易書留、レターパック等)で申請してください。	チラシ
申請方法等	20	複数の施設がある場合、それぞれ分けて申請するのか。	1つの法人又は個人で複数の施設を運営する場合は、原則として、茨城県内で運営する全ての施設の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。	要綱第7条
申請方法等	21	申請はいつからできるのか。	支援金の申請は令和7年10月27日(月)から受付を開始します。	チラシ
申請方法等	22	いつまでに申請すればよいのか。	令和7年12月12日(金)までに申請してください。郵便の場合は、当日消印有効となります。	チラシ

区分	No.	問	回 答	参考
申請方法等	23	補助金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでもよいのか。	申請者と異なる口座名義の場合お支払いができません。 <口座名義の可否> ①法人名→○ / ②法人名+法人代表者名→○ / ③法人名+事業所名(+施設長名)→○ ④法人名無し(代表者名のみ、事業所名のみ等)→× / ⑤異なる法人名→×	
申請方法等	24	申請書に法人代表者の押印は必要か	申請書への押印は不要です。	
申請方法等	25	R6年度に支援金を受給しているが、添付書類をまた提出する必要はあるか。	R6年度に支援金を受給していても、提出書類を省略することはできません。	
宣誓・同意	26	「申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存」とあるが、具体的にはどのような書類になるのか。	この時期に事業所が運営していたことを確認できる書類及び食材料費の根拠書類(献立など)を想定しています。	
支給決定等	27	支給決定の通知はあるのか。	申請額と同額の支給の場合には、支給決定通知は発行しません。振り込みをもって通知に代えさせていただきます。 なお、予算との兼ね合いにより、申請額と異なる金額を支給するときには、支給決定通知書(様式第2号)で通知します。	要綱第9条
支給決定等	28	振込時期はいつ頃か。	支援金の振込は申請書の審査完了後に順次行いますが、多くの件数を審査することから時間を要するため、あらかじめご容赦ください。 審査が完了すれば、その後1ヶ月程度での振込を想定しております。 なお、電子申請の場合は、審査完了後に、システムからのメールでお知らせする予定です。	
その他	29	市町村の同様の事業を申請しているが、県との重複受給は可能か。	市町村の事業とは別事業となりますので、可能です。	
その他	30	支援金は課税対象とのことだが、後から消費税の返還はあるか。	県への消費税の返還はありません。	
補助制度	31	なぜ、居宅訪問型認可外保育施設は対象外なのか。	居宅訪問型保育事業者(いわゆるベビーシッター)は、児童の自宅で保育するもので、児童の食事についてはご家庭が用意するため、保育時間にかかる食材料費は児童の家庭で支払っていることから対象外となります。	
補助制度	32	給食を1週間のうち1日しか提供していないが申請してもよいのか。	募集要項(※認可外保育施設の場合は献立表)を整備し給食を実施しており、食材費の価格高騰の影響を受けているのであれば対象となります。	
給食提供人数	33	月ごとや日ごとに給食を提供する人数が異なるが、あくまで令和7年10月1日に在園していた園児に限られるのか？令和7年10月下旬に入園した児童は含まないか？	給食の提供を受けている園児数は、令和7年10月1日時点の在園児に限って記入してください。 給食提供人数の算出の複雑化を避けるため、基準日以降の入園、転園による給食提供人数の変動は考慮しません。	
給食状況確認書類	34	給食を提供しているが、募集要項に給食費の記載をしていない場合には申請できないのか？ (認可外保育施設の場合は献立表を整備していない場合)	募集要項(※認可外保育施設の場合は献立表)を整備していない場合、その他の給食を提供していることが分かる書類を提出していた だき、申請施設が給食を提供していることが確認できれば支給対象とします。	
保護者への返還額	35	既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分とは、どのように算出するのか。	返還額=(令和7年度給食費※-令和6年度給食費※)×1/2(補助率) ※各年度の給食費は4月から翌年3月までの1年間分の給食費を指します。 ただし、上記の計算により保護者への返還額が2,500円を上回る場合には、2,500円を返還額の上限とします。	
保護者への返還額	36	どのように保護者への返還するのか。	手段は問いません。現金支給や今後の給食費にて返還額分を安く徴収することなどが想定されます。	
保護者への返還額	37	保護者へ返還したことを証明する書類は提出する必要があるか。	提出は不要です。ただし、支援金の受給に疑義等が生じた場合には、県が施設に対し監査等を実施するため、保護者への返還等に係る書類についても申請書と同様に7年間保管してください。	
保護者への返還額	38	保護者へ価格転嫁した分(値上げした分)の金額を、今後の給食費からは下げなくてはいけないのか。	本支援金を申請したことを条件に、現状の給食費を値上げ前に戻すことは想定しておりません。 ただし、値上げをしている上で本支援金を申請するのであれば、物価高騰の影響を受けているのは保護者になるため、値上げ相当額に係る本支援金支給額分は保護者に返還してください。なお、保護者への返還の方法として、一時的に値上げ前の金額に戻す等の対応を妨げるものではありません。	

区分	No.	問	回 答	参考
保護者への返還額	39	本支援金を受給した場合、今後給食費を値上げしてはいけないのか。	食材費の価格高騰を理由に実施する値上げでなければ、事業者の判断となります。 【食材費の価格高騰を理由に値上げする場合】 令和7年度（令和7年4月から令和8年3月）の食材費高騰分の経費に対し支援を行っているため、この期間に値上げを行うことは望ましくありません。令和7年度に給食費の値上げを行ったのであれば、値上げ相当額に係る本支援金支給額分を保護者へ返還してください。 なお、令和8年4月以降の値上げについては、事業者の判断となります。	